

広報広聴課長 様
愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課長：八幡浜支局企画課長）

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	南予地方局保健福祉環境部 八幡浜支局企画課 （担当）医療対策係長 白石 泰郎 （内線）6-5050-279		
設置根拠	■ 法律 □ 条例 ■ 要綱等 （名称）医療法 愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設置年月日	平成 27 年 6 月 12 日		
審議会・検討会等の内容	八幡浜・大洲構想区域における地域医療構想を策定し、その実現に関する事項や医療提供体制の課題に関する事項の調整・協議等を行う。		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 8 年 8 月 24 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☐ 公開 [☐ 全部公開 ☐ 部分公開] ☒ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
・新たな地域医療構想について	個別の医療機関の情報やその情報を基にした将来の医療提供体制（現在の構想区域（二次医療圏）の線引きを見直すかどうか等）に関する委員間の率直な意見交換を行うこととしており、当該情報や委員個人の発言が公になると、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	“(1)-2 と 5”	
・小児がん及びがんゲノム医療における都道府県拠点病院等の指定について	将来のがん医療提供体制に関する委員間の率直な意見交換を行うこととしており、当該情報や委員個人の発言が公になると、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	“(1)-5”	
摘要	新たな決定		
		報告日	令和 8 年 8 月 26 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。